平成 1 6 年(モ)第 7 9 7 1 号 文書提出命令申立事件 申 立 人 シャムスリ外 8 3 9 6 名 被申立人 国 、 国 際 協 力 銀 行

# 意見書(3)

2005年1月27日

東京地方裁判所第49民事部 御中

原告ら訴訟	代理人			
弁 護 士	浅	野	史	生
弁 護 士	大		昭	彦
弁 護 士	奥	村	秀	=
弁 護 士	籠	橋	隆	明
弁 護 士	河	村	健	夫
弁 護 士	小	島	延	夫
弁 護 士	沙々	木		睦
弁 護 士	島	村	美	樹
弁 護 士	松	浦	由 加	子
弁 護 士	古	Ш		美
弁 護 士	幸	長	裕	美

## 記

第1	序 ————————————————————————————————————
第 2	日本国意見書に対する反論2
1	はじめに <u></u> 2
2	3条件部分に秘密性があるという主張について3
3	インカメラ手続について
第3	外務大臣意見書について
1	はじめに
2	監督官庁による理由開示の趣旨4
3	R/D に関する意見
4	L/A に関する意見
5	まとめ
第4	R/D 及び L/A の証拠調べの必要性

# 第1 序

本書面では、文書提出命令申立に対する平成16年12月24日付日本国意見書(補充書)及び外務大臣の平成16年12月27日付「文書提出命令申立てに対する意見聴取書(回答)」に対して反論する。

# 第2 日本国意見書に対する反論

### 1 はじめに

文書提出命令申立に対する平成16年12月24日付日本国意見書(補充書)は、以下の通り主張している。

(1)国会答弁でのべた3条件の概要は、L/A に関するものであって、R/D(討議の記録) に関するものではない。R/D に3条件が規定されたことも認めていない。

また、L/A についても3条件の概要は明らかにしたが、その具体的文言、位置づけ、 意味づけについては明らかにされておらず、また3条件の履行確保のための特約につ いても明らかになっていない。

したがって、3条件部分についても秘密性がある。

(2) R/D が非公開を前提に作成されていることは、国会答弁で明らかにされており、その内容を見るまでもなく R/D の公開による不利益は明らかである。同様に、L/A に

ついても公開による不利益は明らかであり、内容を確認する必要はない。 したがって、インカメラ手続の必要性はない。

以下これらの主張に反論する。

# 2 3条件部分に秘密性があるという主張について

まず、R/D の内容についてであるが、既に原告準備書面(26)で指摘したとおり、1991年4月22日の川上隆朗外務省経済協力局長による国会答弁(甲 B24)では、日本政府とインドネシア政府との間で取り交わした交換公文に付属する討議の記録の中で、「中心は当然移転の問題それから補償基準等の問題」について確認されていることを明らかにしている。

したがって、平成11年5月17日の国会答弁は、L/A の概要を明らかにしたものであるが、R/D においても移転問題と補償基準問題について確認があることはすでに明らかにされており、その内容は、当然 L/A における3条件と同等の内容であると認められ、R/D についても L/A と同様にその内容が明らかにされていると認められる。

次に L/A について、日本国は、3条件の概要は明らかにしたが、その具体的文言、位置づけ、意味づけについては明らかにされていないとする。しかしながら、その概要を超えてその具体的文言、位置づけ、意味づけに存する秘密の内容・程度については全く明らかにされていない。国会答弁で明らかにされた概要を超えて、公務上の秘密に相当するだけの事情は存しない。

さらに、L/Aの履行確保規定は、JBICが「大要認める」と認否していることに加え、 履行確保規定の前提となる3条件が国会答弁で明らかにされているのであるから、その 履行確保規定に公務上の秘密に相当するだけの事情は存しない。

以上より、3条件に関連する規定部分は、R/D 及び L/A ともに公務上の秘密には該当しない。

#### 3 インカメラ手続について

日本国は、インカメラ手続について、R/D や L/A の内容を見るまでもなく、これらが公務秘密文書であり一部開示すらできないことが明らかであるから、インカメラ手続の必要はないと主張している。

しかしながら、前項で述べたとおり既に3条件の概要は明らかにされ、3条件に関する R/D 及び L/A の規定の中核部分は公にされているのである。それにも関わらず、日本国は、その秘密性について具体的な主張もせず秘密性が残っているから提出義務はないと争っている。しかしながら、原告らの2004年9月15日付文書提出命令申立にかかる意見書「第4 日本国・JBIC による証拠開示の必要性」の項で述べた通り、日本国は、JBIC とともに本件において、証拠隠しを行っており、本文書提出命令申立にかかる書面についても、自らの都合が悪い書面を公務上の秘密だとして提出を拒んでいるだけである可能性が高い。

したがって、既に明らかになっている3条件に関連するR/D及びL/Aの規定部分(履行確保規定も含む)について、公務上の秘密に該当する事由があるかどうかを判断するためにインカメラ手続が取られるべきである。司法手続きの公正を確保するためにもこの手続の履踐は不可欠である。

#### 第3 外務大臣意見書について

#### 1 はじめに

本件文書提出命令申立について、外務大臣の平成16年12月27日付「文書提出命令申立てに対する意見聴取書(回答)」が提出された。その内容は、これまでの日本国の主張と同じで、概要以下の通り主張している。

(1) R/D は、非公開を前提として作成された文書であり、これを公にすることはインドネシア政府の意思に一方的に反し、相互の信頼関係に基づく正常な関係が損なわれるおそれがある上、インドネシア以外の国との間の円借款事業にも十分な情報を得られないなどの影響が及ぶ。

また、R/D には、インドネシア独自の事情を踏まえた条項があり、これを公にすると比較されて条項の見直しを求められるおそれがある。

(2) L/A は、公表することを前提とせずに締結された。

インドネシア政府から提供された未公表の信用情報や対象プロジェクトにかかる詳細情報等に基づく規定が盛り込まれており、これを公表するとインドネシア政府の意思に一方的に反し、同政府との信頼関係を毀損する上、同国の信用を毀損し、円借款事業の円滑な実施を妨げるおそれがある。

また、本件円借款には、円借款供与にかかる条件や、相手国政府が守るべき事項が 詳細に記載されているので、これが公にされると比較されることにより他の円借款事 業に支障を来し、相手国との交渉上著しい不利益を受けるおそれがある。

さらに、L/A は JBIC が締結するが、JBIC の円借款事業は、外務省の政府開発援助事務と不可分の関係にあり、外務省の業務にも悪影響を与え、日本への信頼を損なうおそれもある。

この意見書について、以下原告らの意見を述べる。

## 2 監督官庁による理由開示の趣旨

民事訴訟法223条3項後段は、監督官庁が裁判所に対し、当該文書が公務秘密文書 に該当する旨の意見を述べる場合には、その理由を示さなければならないと定めている。

この理由開示については、当該文書の記載事項が公務員の職務上の秘密に該当する理由を具体的に示すものでなければならないと解されている(別冊法学セミナー基本法コンメンタール新民事訴訟法第2版 217 頁)。同条4項各号に定めるおそれがあることを理由として公務秘密文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判所の判断は、監督官

庁の意見が相当であるかどうかに限定されることから、その理由は具体的であることが 必要である。

## 3 R/D に関する意見

ところが、外務大臣が R/D が公務秘密文書に該当する理由として述べる点は、まさに上記 1項(1)の程度であり、到底具体的な理由を示したものとは言えない。

また、R/D については、本書面第2、2項で述べたとおり、1991年4月22日の川上隆朗外務省経済協力局長による国会答弁で、「中心は当然移転の問題それから補償基準等の問題」について確認されていることを明らかにされ、平成11年5月17日の国会答弁でL/A に規定された3条件の概要を明らかにされたことにより、R/D の規定内容がほぼ推測できる状況になっている。外務大臣は、秘密性がなくなった3条件に関連する条項の提出については何等意見が付していない。すでにその内容は明らかにされている事項について、外務大臣の意見が述べるようなインドネシア共和国との正常な関係が損なわれるとか、円借款事業の遂行に影響が及ぶとかというおそれが存しないことは明らかである。

以上より、R/D について、外務大臣の意見は、抽象的に過ぎ、法が理由開示を定めた 趣旨を満たしておらず、相当の理由があると認めるに足りない。秘密性がなくなってい る3条件に関連する条項の提出については意見が付されていないが、仮に一部提出につ いても否定する意見であったとすれば、公になっているものに秘密性がないことは明白 であること、外務大臣の意見には何等理由が付されていないことにおいて、外務大臣の 意見に相当の理由があるとは認められない。

# 4 L/A に関する意見

(1)外務大臣は、L/A について、まず、R/D と同じように L/A が公表されるとインドネシア共和国政府との信頼関係が毀損されるおそれ、同国の信用を毀損するおそれ、融資対象プロジェクトの円滑な実施を妨げるおそれがあるという抽象的な理由を述べている。

この理由については、R/D の場合と同様、到底具体的な理由を示したものとは言えず、法が理由開示を定めた趣旨を満たしておらず失当である。

(2)次に、外務大臣は、L/A では詳細な融資条件等が記載されていることから、これが 公開されると、他の借款契約と比較することにより締結済の借款契約の融資条件等の 見直しを求められるおそれ、新規案件の交渉の際にも公開された融資条件等とのバラ ンスを強く意識せざるを得ない立場におかれ、適切な条件設定ができなくなり、相手 国との交渉上著しい不利益を受けるおそれがあり、その影響は計り知れないとする。

しかしながら、JBIC (OECF)の L/A が公開されているケースがある。別紙添付した L/A は、OECF とフィリピン共和国政府との間の契約であるが、これは1992年5月に初版第1刷が発行された「日本・フィリピン政治経済関係資料集」に登載され

公開されている。

これが1992年に公開されたことによって、外務大臣が述べるような締結済の借款契約の融資条件等の見直しを求められたり、新規案件の交渉の際に適切な条件設定ができなったりした事実は聞かない。

また、別紙 L/A から明らかであるとおり、詳細な融資条件等が定められているとか、借入国ごとに異なるとか言っても、さほど詳細なものではなく、その内容も総務省の行政監察結果として公表されている内容とさほどかわっているものではない(甲A76, 95-96 頁)。

したがって、外務大臣が述べる上記意見は全く根拠のないものであり、到底相当な 理由があるとは認められない。

(3) さらに外務大臣は、前項のような問題が生じる場合には外務省が行う円借款案件の 検討、借入国との調整・協議にかかる業務にも悪影響を与えるおそれがあり、JBIC や日本国の信用を損なうおそれがあるとする。

しかしながら、前項で述べたとおり、JBIC とフィリピン共和国政府との間の L/A が公開されたとことにより、外務省が行う円借款案件の検討等に悪影響が出たり、JBIC の金融機関としても信用が失墜した等という事実は聞かない。

したがって、外務大臣が述べる上記意見も全く根拠のないものであり、到底相当な 理由があるとは認められない。

(4)第4に、外務大臣は、既にその内容が日本政府の国会答弁や本件訴訟における被告 らの認否によって公になっている3条件やその履行確保規定に関する部分の一部提出 については、何等意見を付していない。

原告らが一部提出を求めている3条件やその履行確保規定に関する部分は、既に日本政府自身の手によって明らかにされており秘密性は存せず、これらの一部提出には何等支障がないはずである。

したがって、外務大臣が、仮に一部提出について否定する意見であったとすれば、 3条件及びその履行確保規定は公になっており秘密性がないことは明白であること、 外務大臣の意見には何等理由が付されていないことにおいて、外務大臣の意見に相当 の理由があるとは認められない。

#### 5 まとめ

以上より、R/D 及び L/A 何れについても外務大臣の意見は相当の理由があるとは認められないのであり、本件申立は認容されるべきである。

# 第4 R/D 及び L/A の証拠調べの必要性

R/D 及び L/A は本件における国及び JBIC の責任を判断する上で最も重要な証拠である。

すなわち、準備書面(30)第2項において詳論したとおり、法令上の根拠規定が存しない非権力的事実行為である本件円借款においては、「組織法上の規定等から職務の性質や範囲等を検討したうえで,具体的な職務執行に際しての個別の諸事情を考慮」して職務上の法的義務を判断すべきである。そして、「具体的職務執行に際しての個別の諸事情」として R/D 及び L/A において約定された内容は最も重要な要素である。

したがって、R/D 及び L/A は、本件の審理にあたって他の証拠では代替できない重要性を持っており、取調の必要性は極めて高い。

以上